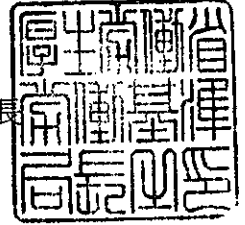


基 発 0403 第 23 号  
平成 29 年 4 月 3 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 29 年度中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進について

中小企業退職金共済制度（中退共制度）の普及及び加入促進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としております。

しかしながら中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度の確立により優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図るという意味においても、本制度の普及をより一層図る必要があると考えております。

そこで、本年度におきましても、厚生労働省は、本制度の運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携して積極的に加入促進対策を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨をご理解の上、同機構の実施する加入促進活動についてご協力を賜りますとともに、傘下の団体にも本制度の趣旨等について周知いただく等の特段のご配慮をお願いいたします。

また、中退共制度は、平成 26 年 4 月 1 日以後に上乘せ給付を有する厚生年金基金が解散した場合、平成 28 年 4 月 1 日以後に特定退職金共済事業を運営する団体が同事業を廃止した場合（※）において、その資産の移換先の一つとなっておりますので、併せてご周知願います。

※ 平成 28 年 3 月 31 日基発 0331 第 4 号「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の施行について」にて詳細をお知らせしております。こちらの通知の内容につきましても傘下の団体に周知いただく等ご配慮いただけますと幸いです。

なお、ご要望があれば同機構から説明者を赴かせ、直接制度の詳細について説明させていただきますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

（この件についての連絡先）

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
事業推進部加入促進課

電話：03-6907-1234 FAX：03-5955-8220

勤退共発第2号  
平成29年4月5日

全国中小企業団体中央会  
会長 大村 功作 様

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 水野 正 望



中小企業退職金共済制度の普及促進について（ご依頼）

中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）の普及促進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、本制度は、中小企業における退職金制度の導入・拡充を支援し、以って従業員の方々の福祉の増進と中小企業の振興を図ることを目的として導入された制度です。

退職金制度は、働く人々の老後や離・転職時の生活を支えることを通じ、社会全体の安定にも貢献し得る制度ですが、近年、高齢層の貧困問題が社会問題化する中、一段とその存在意義を高めているものと思われまます。

そうした認識の下、当機構では、中退共制度の一層の利用拡大を目指し、貴機関始め多くの関係者の皆様のご協力を得ながら普及促進に努めているところですが、なお普及拡大余地は大きいものと認識しております。

このため、先頃は厚生労働省労働基準局長からも中退共制度の周知について協力要請の通知をしていただいたところです。

当機構としても新規加入事業所の加入促進及び既加入事業所の包括加入勧奨に一層邁進していく所存です。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨をご理解いただき、関係機関に本制度の趣旨・意義等につき周知いただく等普及促進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴機関において本制度の広報資料の配布・備付け、広報誌（紙）等への記事掲載、説明会等で本制度の紹介など当機構の広報活動へも引き続き特段のご配慮を賜れば幸甚です。